

高齢者の社会参加の支援にかかる業務委託提案仕様書

本仕様書は、令和6年度高齢者の社会参加支援にかかる業務委託の提案競技に関し、その企画提案に必要な仕様を定めるものである。

1 目的

老人福祉センターを「人生100年時代における『高齢者の社会参加の拠点』」と位置付け、高齢期の社会参加、元気な活躍を応援する拠点として機能の強化を図り、年齢を重ねても、意欲や能力に応じて様々な形で社会に参加し、いつまでもいきいきと活躍できる環境づくりを進める。

2 公募のポイント

新たな視点で高齢者の社会参加（就業、特技を活かした起業、ボランティアなど）を支援していくことに加えて、次のようなポイントを意識して創意工夫のある提案をしてください。

- ・ ライフステージの変化や高齢期に対する新しい価値、ポジティブなイメージの醸成
- ・ 世代を超えて、高齢者を対象とする活動や高齢期をキーワードにした活動の促進や支援
- ・ 多様な主体との連携・協働
- ・ 地域の課題解決に向けた高齢者の力の発揮
- ・ 生きがいや自己実現に向けた行動の後押し、サポート
- ・ 社会参加のすそ野を広げる
- ・ リニューアル後の施設の活用を想定した新しく、そしてわくわくするような取組み

※リニューアルによりコワーキングスペースや交流スペースの新設、DIYや料理などの活動に活用できる設備の設置を予定しています。

3 委託業務

各区に設置している老人福祉センターを拠点に、高齢者の社会参加を支援するため、以下に関して催しや講座、相談、マッチング等様々な取組みを実施する。

- (1) 社会参加のきっかけづくり
- (2) 社会参加活動の支援
- (3) 社会参加活動を行う人材の育成支援
- (4) 社会参加に係る様々なコーディネート
- (5) ICT・オンラインなど新しい技術の活用支援
- (6) 高齢者の社会参加に関するイメージの形成

4 委託期間

令和6年6月1日 ~ 令和7年3月31日まで

5 人員体制

「3 委託業務」の実施にあたっては、全市の統括を目的としたコーディネーター1名と、各センターを拠点に活動するコーディネーター最低3名を配置する。

配置にあたっては、雇用形態は問わないが、事業運営に必要な人数を確保すること。

なお、コーディネーターは、委託業務を確実に遂行し、事業目的を効果的・効率的に達成できる知識、技能及び経験等を有する熱意あるもので、活動拠点である老人福祉センターの職員や関係機関と協働し事業目的達成に向け取り組みことができる者を配置すること。

配置人員	人数	備考
統括コーディネーター	1人	市の統括業務等
各センターを拠点に活動する コーディネーター	3人以上	各センターごとの活動に大幅な不均 衡が生じないようにすること。

6 履行場所

(1) 施設名等

区	名称及び所在地	時間	休園日
東区	福岡市立老人福祉センター 東香園	火～土曜日：9時～18時 日曜日：9時～17時30分	月曜日、祝休日（敬老の日除く） 敬老の日の翌日、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日 12/29～1/3
	福岡市東区香住ヶ丘 1丁目9-1		
博多区	福岡市立老人福祉センター 長生園	9時～17時	月曜日、祝休日（敬老の日除く） 敬老の日の翌日、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日 12/28～1/3
	福岡市博多区千代 1丁目1-42		
中央区	福岡市立老人福祉センター 舞鶴園	5/1～10/31：9時～18時 11/1～4/30：9時～17時	月曜日、祝休日（敬老の日除く） 敬老の日の翌日、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日 12/28～1/3
	福岡市中央区長浜 1丁目2-15		
南区	福岡市立老人福祉センター 若久園	火～土曜日：9時～18時 日曜日：9時～17時30分	月曜日、祝休日（敬老の日除く） 敬老の日の翌日、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日 12/29～1/3
	福岡市南区若久 6丁目29-1		
城南区	福岡市立老人福祉センター 寿楽園	9時～18時	月曜日、祝休日（敬老の日除く） 敬老の日の翌日、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日 12/29～1/3
	福岡市城南区南片江 2丁目32-1		
早良区	福岡市立老人福祉センター 早寿園	9時～17時30分	月曜日、祝休日（敬老の日除く） 12/30～1/3
	福岡市早良区重留 7丁目8-8		
西区	福岡市立老人福祉センター 福寿園	9時～17時	月曜日、祝休日（敬老の日除く） 敬老の日の翌日、 月曜日が祝休日の場合翌火曜日 12/28～1/3
	福岡市西区今宿青木 1043-31		

※令和7年1月からリニューアル改修工事に伴い、順次休館の予定があります。

休館中も事業は継続します。詳細は、別途協議することとします。

(2) その他施設

区単位で実施することが効果的な事業と、身近な地域で展開することが望ましい事業を整理し、上記(1)以外に、各校区の「老人いこいの家」やその他行政施設等も活用すること。

7 対象

概ね60歳以上の人や団体

(高齢者を対象とする活動や高齢期をキーワードにした活動を行う人や団体を含む)

8 提案内容

「3 委託業務」に記載した(1)から(6)の業務の実施企画、実施方法、スケジュール及び「5 人員体制」に記載した人員の体制、統括コーディネーターと各センターを拠点に活動するコーディネーターの業務分担とその業務内容を具体的に提案してください。

また、その他独自に取り組むことなどを自由に提案してください。

<業務実施の際の注意事項>

- ①老人福祉センターの指定管理事業者や利用する施設関係者、その他市が実施する各種事業と連携して、より効果的な支援を行うこと。
- ②多様な主体との連携・協働による支援や事業を展開すること。
- ③本業務は、一部職業紹介事業が含まれるが、求人者及び求職者から手数料は徴収しないものとする。

9 業務スケジュール(予定)

本業務については、以下のスケジュールを想定している。

期間	想定する業務内容
6月	事業実施にかかる準備・企画・情報収集
7月～3月	事業実施
3月	報告書提出

10 その他の業務

(1) 事業計画の作成

各年度の事業及び収支計画書を提出すること。事業計画書の変更については、市と協議のうえ決定すること。

(2) 事業報告の作成

委託期間中は、以下の事業報告を行うこと。なお、報告書の様式、提出期限及びその他詳細については、協議のうえ定める。

- ①月次報告書
- ②事業報告書

③収支決算書

④本格実施にむけた実施体制、事業内容の提案、課題の整理

⑤その他、本市より指示されたもの

(3) 業務の引継ぎ

(ア) 受託者は本契約が終了した場合（期間満了、契約解除により契約が終了した場合を含む）に、本事業を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、本契約期間中に引き継ぎ期間を設け、円滑に業務の引継ぎを完了させること。

その場合は、市と受託者で事前に協議の上、業務に支障をきたさないよう責任をもって対応すること。

(イ) 引継ぎに要した費用は受託者の負担とする。

(ウ) 履行場所の原状復帰費用は、受託者の負担とする。ただし、履行期間終了後に引き続き、当該履行場所で同様の業務を実施するにあたり、原状復帰を要さない場合は、別途市と協議するものとする。

11 その他特記事項

(1) 本委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び市の担当者の指示に従い誠実に実行すること。また、必要な事項については、市に随時報告し、適宜協議すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上これを決定するものとする。

(3) 個人情報の保護に関する市の条例、法令をはじめとした関係法令を遵守の上、業務を遂行すること。

(4) 業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。